

## 良好な景観づくりに向けて

良好な景観づくりの実現に向けて、次のような取り組みを進めています。

### ●重点地区

特に良好な景観の形成を積極的に図る必要があると認める地区を、「まちなみ重点地区」または、「まちづくり重点地区」として、良好な景観の保全に努めます。



まちなみ重点地区(白峰)



まちづくり重点地区(松任北安田)

#### ●まちなみ重点地区

- ・松任横町、松任西新町
- ・美川宮前通り、美川新町西町内
- ・鶴来本町通り、鶴来新町通り
- ・鶴来今町通り、白峰・桑島

#### ●まちづくり重点地区

- ・千代尼通り大町、中町、安田町
- ・松任駅前商店街
- ・松任北安田、松任北安田南部

### ●眺望点での視点場整備

白山の眺望をはじめとする本市が誇る美しい眺望を眺望点と位置付け、眺望景観や俯瞰景観には、ビュースポットパネルや、白山手取川ジオパークの風景を、ジオの視点から眺望・観察するポイントをまとめた視点場看板を市内各地に整備しています。



呉竹文庫視点場



白山手取川ジオパークホームページ  
<https://hakusan-geo.jp/>



白山手取川ジオパーク キャラクター：ゆきママとしずくちゃん

詳しい内容については下記の市ホームページ、又は担当までお問い合わせ下さい。

### お問い合わせ先



**白山市建設部都市計画課**

<https://www.city.hakusan.lg.jp>

まちづくり・産業・交流 | 景観

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9558 (都市計画課)

FAX : 076-274-4188

E-mail : keikaku@city.hakusan.lg.jp



市の花「あさがお」



市の木「ぶな」



市の鳥「うぐいす」

# 未来へつなぐ白山市の 美しく魅力あふれる景観

守る  
育てる  
創る!

～豊かな自然と歴史・伝統・文化を感じる景観づくり～  
 (白山市景観条例・白山市景観計画)

石川県 白山市

### 景観条例・景観計画策定の背景と目的

市民・事業者・市の協働による景観づくりを展開し、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくことを目的としています。

白山市まちなみ景観条例の施行 (平成17年2月)  
 白山市美しいまちづくり条例の施行

白山市まちなみ景観形成基本方針 (平成19年3月)  
 白山市まちなみ景観形成基本計画を策定 (平成20年3月)

景観法の制定  
 (平成16年6月)

いしかわ景観総合条例の公布  
 いしかわ景観総合計画の策定  
 (平成20年7月)

白山市景観条例の施行 (平成22年10月)

白山市景観計画の策定 (平成22年12月)

### 各主体の責務

市民・事業者・市が協働し、景観形成を推進します。

市民  
 景観づくりの主役

景観づくりの推進

事業者  
 景観づくりの協力者

市  
 景観づくりの調整役

## 景観づくりの基本方針

美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくことを目指します！

景観の土壌を守る

景観を育てる

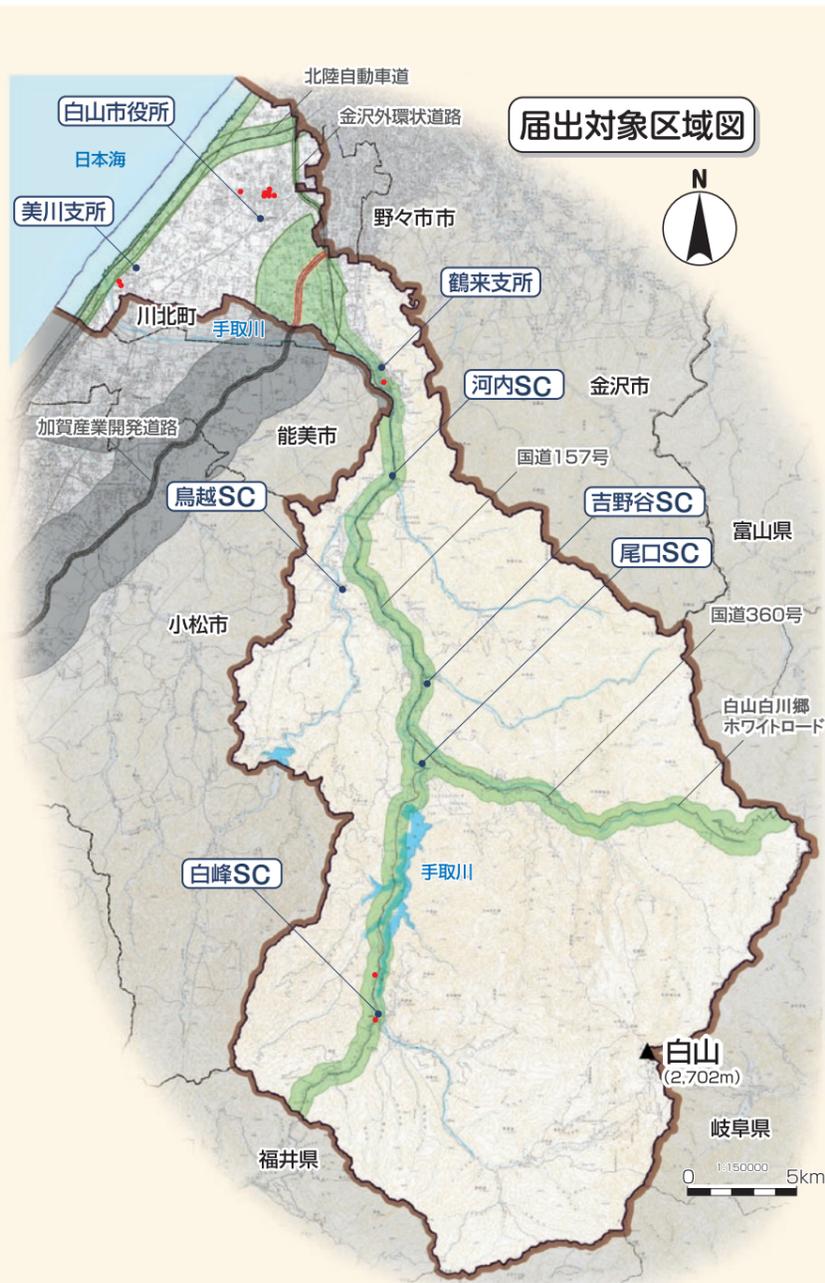
景観の骨格を創る

## 指定する地域の範囲

良好な景観形成を推進する景観計画区域を市全域とします。また、届出対象となる区域を景観形成の重要度別に「景観計画区域」、「重要地域」、「特別地域」、「重点地区」を指定し、良好な景観の形成を図ります。

地域	区域	範囲
日本海沿岸	重要地域	陸側 500m 海側 1km
北陸自動車道沿道 国道157号沿道 国道360号沿道 白山白川郷ホワイトロード沿道	重要地域	道路両側 500m
加賀産業開発道路沿道	重要地域	道路両側 2km
	特別地域	道路両側 100m
金沢外環状道路沿道	重要地域	道路両側 100m

※他法令許認可の必要なものは除外



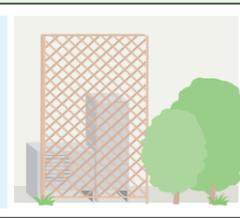
## 建築物などの基準

白山市景観計画区域では、次のような景観形成基準を定めています。

### 大規模な建築物等の景観形成基準のイメージ

#### 屋外設備

外壁や屋上の設備は露出しないように努め、色彩など建物との一体化を確保する



#### 屋根

勾配屋根とするなど周囲と調和のとれた形態とする

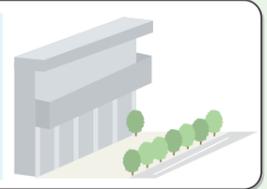
#### 屋外付帯施設

屋外階段、ベランダ等は本体と一体化する等、まとまりのある形態とする



#### 側面

長大な側面はできるだけ避け、周囲に圧迫感を与えない



#### 位置・規模

道路からできるだけ後退し、ゆとりと潤いのある空間に配慮する

#### 敷地内の緑

できるだけ緑化に努め、生け垣等を設けて植栽する

#### 材料

周辺景観と調和した材料を使用する

#### 色彩

落ち着いた色調を基調とし、周辺景観に調和させる (色彩の基準を参照)



※この基準は景観計画から、一部を抜粋要約したものです。詳細については、白山市建設部都市計画課までお問い合わせ下さい。

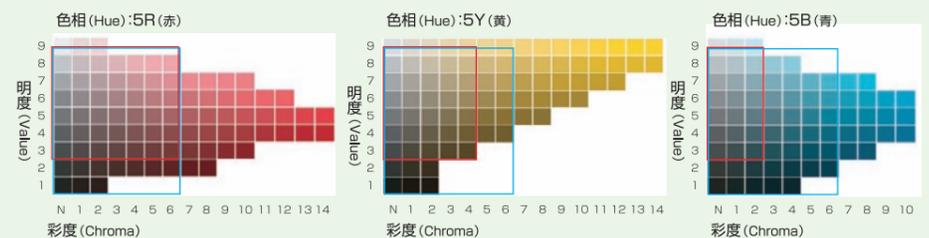
### 色彩の基準

次に示す地域における建築物等の色彩は、マンセル値※を用い、表の範囲とします。

区域	色相 (色あい)	明度 (明るさ)	彩度 (鮮やかさ)
景観計画区域 重要地域	全色相	8.5以下 明るすぎない	6以下 鮮やかすぎない
特別地域	0.1R~YR~5Y	3~8.5 明るすぎない 暗すぎない	6以下 鮮やかすぎない
	5.1Y~10Y		4以下 鮮やかすぎない
	その他		2以下 鮮やかすぎない

※マンセル値とは、国際的な色彩の尺度である「マンセル色体系」の3つの属性である「色相 (色あい)」「明度 (明るさ)」「彩度 (鮮やかさ)」を組み合わせて表記する記号です。

### 基準の例



■ 景観計画区域基準 ■ 特別地域基準 ■ 重要地域基準

### 届出が必要な行為

それぞれの地域に応じて、以下の規模に該当する建築物や工作物の新築・増改築等や、開発行為を行う場合は届出が必要となります。

行為 基準	届出対象		
	建築物の建築等 建築面積	工作物の建設等 高さ	開発行為 開発面積
景観計画区域	1,000m <sup>2</sup> 超	13m超	10,000m <sup>2</sup> 超
重要地域	500m <sup>2</sup> 超	13m超	10,000m <sup>2</sup> 超
特別地域	200m <sup>2</sup> 超	10m超	3,000m <sup>2</sup> 超
重点地区	すべて		1,500m <sup>2</sup> 超

### 届出の流れ

